

中能登町立保育園民営化移管法人募集要項

中能登町立つくし保育園（以下「つくし保育園」という。）を民営化するにあたり、本要項に基づき運営を移管する法人を募集します。

1 民営化対象園の概要

施設名：中能登町立つくし保育園

所在地：中能登町水白19部1番地1

認可定員：170名

利用定員：130名

敷地面積：7,529.06㎡

延床面積：1,591.61㎡

建築年度：平成12年3月

建物構造：木造瓦葺平屋建

2 移管日

令和11年4月1日

3 応募資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

- (1) 認定こども園の運営に熱意と理解を持ち、中能登町、七尾市、羽咋市、志賀町で教育・保育施設の運営実績が5年以上ある社会福祉法人又は学校法人であること。
- (2) 直近の3会計年度において、いずれの年度も債務超過になっていないこと。
- (3) 事業開始の運営資金として、保育園の年間事業費の12分の1以上に相当する法人名義の自己資金（普通預金又は当座預金等）を所有していること。
- (4) 応募法人及び応募法人が運営する教育・保育施設において、所轄庁による過去3年間の指導監査等で、文書による重大な指摘を受けていないこと。ただし、指摘を受けた場合でも、適正な改善報告がなされている場合は除く。
- (5) 中能登町暴力団排除条例（平成24年中能登町条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 個人情報等の機密情報の取扱いに係る規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

4 財産の移管条件

- (1) 土地は、10年間の無償貸与とする。それ以降は、町との協議により決定する。
- (2) 建物（園庭の遊具、プールなどを含む）は、無償譲渡とする。
- (3) 備品（通園バス含む）は、原則として無償譲渡とする。ただし、情報関連機器（パソコン、プリンター、ソフト等）や賃貸借契約により本町が借り上げている物品（AED等）などは除く。
- (4) 土地及び建物等は、教育・保育施設に供するための用途以外には使用してはならないこととし、その維持管理は、移管法人が責任をもって自己負担で行うものとする。
- (5) 譲渡を受けた建物等については、移管法人が表題部登記、所有権保存登記後、直ちに移管法人の基本財産に編入するものとし、登記に要する費用は、移管法人の負担とする。なお、町の承諾なしに所有権の移転又は所有権以外の物権の設定をすることはできないものとする。
- (6) 民営化の手続きは、適正な移管法人選定後に実施する。ただし、中能登町立保育園条例の一部改正（つくし保育園の廃止）について、議会の議決が必要となり、仮に、議会の議決が得られない場合、移管法人に選定したことを取り消し、又は民営化手続きを一時停止することがある。
- (7) 建物等については、民営化の日の現状をもって移管法人に引き渡すものとし、民営化後に発見された隠れた瑕疵については、町は一切の責任を有しない。

5 運営の条件

(1) 全般事項

- ア 幼保連携型認定こども園として運営すること。
- イ 民営化後の保育園の名称については、他の保育施設と混同する恐れがないものとし、保護者、地元住民等関係者の意向を最大限尊重し、三者協議会（本要項5（7）で定める保護者、移管法人、町で構成する会議。）で決定すること。

- ウ 移管法人自らが本施設を運営すること（第三者に運営の委託等をしないこと。）
- エ 資金計画及び事業計画が適切であり、安定的かつ継続的な施設運営が見込まれること。
- オ 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」等の関係法令等を遵守し、令和１１年３月３１日までに、移管法人が自ら石川県知事の認可を受けること。
- カ 認可定員及び利用定員は、移管時の入園希望者数等を勘案し、町と協議のうえ決定すること。なお、つくし保育園の在園児については、移管後のつくし保育園への入園希望者を全員受け入れること。
- キ つくし保育園で実施している０歳児保育、土曜保育、一時預かり事業、延長保育事業及び乳児等通園支援事業を引き続き継続すること。
- ク つくし保育園で実施している通園バス事業を引き続き継続すること。なお、当該事業に係る経費の実費相当額を町が補助金として交付する予定。
- ケ つくし保育園で運用している保育ＩＣＴシステム又は同等以上の機能を有するシステムを導入すること。
- コ 町が費用を負担して実施する園児向けおむつ提供サービスを実施すること。
- サ 苦情解決責任者を定め、苦情解決のための仕組みを整備すること。
- シ 原則、民営化後３年間は、移管前の教育・保育の運営方法や年中行事を踏襲し、子どもや保護者に過度なストレスがかからないように、十分に配慮した運営を行うこと。また、運営方針や年中行事の変更については、保護者会等の保護者組織に諮ったうえで変更すること。
- ス 保護者の実費負担徴収は、原則として現行を上回らないこと。ただし、保育サービスの提供の対価として費用を求める場合は、事前に保護者に説明し、了承を得たうえで実施すること。
- セ 帽子・カバン等は、現在使用しているものをそのまま使用することができるようにすること。また、新たに統一した園児服等を採用する場合は、事前に保護者に説明し、了承を得たうえで実施すること。
- ソ 保護者とのコミュニケーションを図り、園での子どもの様子を保護者と共有するとともに、育児相談体制の充実に努めること。

タ 保護者アンケートや地域交流（世代間交流含む）を実施するなど、要望を踏まえた運営に努めること。

チ 移管法人は、移管法人決定後、町と合同で保護者等関係者に対する説明会を開催すること。

ツ その他必要な事項については、事前に町と協議すること。

（２）教育・保育内容

ア 教育・保育の方針や内容については、子ども本来の発達や育ちを重視し、子どもを中心とした良好な教育・保育を行うこと。

イ 移行前の開所日及び開所時間を維持し、又はこれを上回ること。

【参考：つくし保育園の開所日及び開所時間】

開所日：月曜日から土曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び１２月２９日から１月３日までの期間を除く。）

開所時間：午前７時から午後７時まで

ウ 児童の入園可能年齢は、移管前と同様に生後２か月以上を維持すること。

エ 特別な支援を必要とする障がい児などを積極的に受け入れること。また障がい児対応に際して、丁寧な話し合いの場を設けるなど、保護者や子どもに寄り添った対応をすること。

オ 幼保小連携事業に参加すること。

カ 病児保育事業や休日保育事業、夜間保育事業などの特別保育の実施に積極的に取り組むこと。

キ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の実施に積極的に取り組むこと。

ク 民間法人ならではのアイデアや特色をもって、教育・保育環境、水準の向上に積極的に取り組むこと。

ケ 職員の資質や専門性の向上（人材育成）を図るため、職員研修計画を作成し、県又は各種団体が主催する研修に積極的に参加させること。

コ 教育・保育内容を充実させるため、自己評価や関係者評価を実施すること。また、第三者評価の実施に努めること。

(3) 職員配置

- ア 施設長は専任であり、認可教育・保育施設において10年以上勤務し、幹部職員としての経験を有し、教育・保育に対する高い見識と幅広い知識を有する者としてすること。
- イ 主幹保育教諭は専任であり、認可教育・保育施設において10年以上勤務し、幹部職員としての能力と経験を有する者としてすること。
- ウ 職員配置は、「石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」における基準の規定を遵守すること。
- エ 各年齢児クラスにつき、少なくとも1人は正規職員として雇用している者を配置すること。
- オ 保育士（施設長及び主幹保育教諭を含む。）の3分の1以上は、5年以上の保育実務経験を有する者を配置すること。
- カ 安定的かつ一人一人を大切にされた教育・保育を提供するため、年齢構成や経験年数等のバランスがとれた職員配置を行うこと。
- キ 看護師の配置に努めること。
- ク 栄養士の配置については、移管法人が運営している各施設を含め、法人内に1人配置すること。
- ケ 移管による保育環境の急激な変化により、園児及び保護者に不安が生じないように配慮する観点から、移管初年度において、移管前年度につくし保育園に勤務している町正規職員の保育士5名程度の派遣の受入れに応じること。移管後2年度目以降においても、町と移管法人の協議により派遣を継続することができるものとする。
- コ 町会計年度任用職員の保育士で、移管後のつくし保育園での就労を希望する場合には、その雇用に努めること。また、できるだけ早い時期に雇用条件等を示すとともに面談を行い、採否を決定すること。
- サ 職員の処遇改善に取り組むこと。

(4) 給食

- ア 主食のご飯を含め、自園調理により給食を提供すること。
- イ アレルギー体質の乳幼児に配慮した給食を実施するほか、離乳食など年齢や乳幼児の特性に対応した給食とすること。おやつについても同様とする。
- ウ 食育計画を作成し、給食の内容や提供方法、食に関する体験等を工夫し、乳幼児の食への興味・関心を育む取組を行うこと。

エ 調理員その他給食に従事する職員及び調理施設の衛生管理を徹底すること。

オ 調理員の質の向上のため、計画的に研修や会議を行うこと。

(5) 安全対策

ア 子どもの安全を最優先とし、事故防止及び安全管理に関する体制を確保すること。

イ 虐待の早期発見や防止対策等に適切に取り組むこと。

ウ 園児の不慮の事故に備え、損害賠償保険に加入し、保護者に対しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度等への加入を働きかけること。

エ 関係法令等の定めや入所児童の状況により、健康診断を適切に実施すること。

オ 感染症等の集団感染予防対策を講じること。

(6) 引継ぎ保育

ア 園児及び保護者の不安解消、保育内容の継承等による円滑な移管のため、移管前の6か月以上、移管後勤務予定の保育教諭等が、つくし保育園において引継ぎ保育を実施すること。

イ 引継ぎ保育の具体的な内容及び期間については、町と協議を経て決定すること。

ウ 移管法人は、引継ぎ保育期間中に保育教諭以外の勤務予定者についても随時派遣し、引継ぎを受けること。

エ 移管前年度からは、施設長予定者及び主幹保育教諭予定者を中心として、移管前の公立教育・保育施設の行事等に参加し、内容等の把握に努めること。

(7) 三者協議会

ア 移管法人は、円滑な引継ぎ及び保護者との信頼関係構築のため、移管法人決定後、速やかに保護者、移管法人、町で構成する三者協議会を設置し、今後の施設運営方法等について協議し、合意形成を図ること。また、協議会で出された意見・要望については、誠意をもって対応すること。

イ 三者協議会は、移管前は当町が主催することとし、開催時期等については、いずれか一者から要請があった場合に随時開催する。なお、移管後においては、移管法人が主体となって、三者協議会を継続すること。

ウ 三者協議会の設置期間は、移管後3年間とする。

(8) 運営補助及び施設整備

ア 中能登町私立保育所等補助金交付要綱（令和3年中能登町告示第18号）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

イ 民営化後、大規模改修や増改築等の必要な施設整備、老朽化した施設の修繕にあたっては、国庫補助金事業の「就学前教育・保育施設整備交付金」を活用する等、町の予算の範囲内で補助する。ただし、国の制度変更や、本町施策の変更などにより補助金制度が変更になる場合がある。（補助率：交付基準額の4分の3）

6 応募書類の配布

(1) 配布期間

令和8年10月16日（金）から令和8年11月6日（金）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

中能登町役場 健康保険課 ※町公式ホームページからダウンロード可能

7 応募受付

(1) 受付期間

令和8年11月30日（月）から令和8年12月18日（金）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出先、提出方法

中能登町役場健康保険課に簡易書留で郵送（令和8年12月18日必着）又は直接提出すること

(3) 提出部数

12部（正本1部、写し11部）

※できる限りA4サイズで提出すること。

※縮小等により判読困難なものは、A3サイズでも構わない。

※提出書類を1部ずつファイル（A4縦、左綴じ）で綴り、表紙及び背表紙にタイトル・法人名を記入し、各書類に仕切り紙（インデックスを付す）を付けて提出してください。

【タイトル】中能登町立保育園民営化移管法人募集参加申込書

【インデックス】参加申込書の資料番号を付番（1～15）

(4) 留意事項

ア 提出された書類は、移管法人選定作業以外に使用しないが、提出された書類は、返却しない。

イ 応募法人は、次の提出書類等の提出をもって、本要項の記載内容を承諾したものとみなす。

ウ 応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とする。

エ 追加資料の提出を求める場合がある。

オ 提出された書類は、個人情報に該当するもの及び事業者の権利利益を明らかに侵害するものを除き、中能登町情報公開条例（平成30年中能登町条例第29号）に基づく情報公開の対象となる。

8 提出書類

- (1) 中能登町立保育園民営化移管法人募集 参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- (2) 法人の概要及びパンフレット（様式第2号）
- (3) 法人役員等名簿（様式第3号）
- (4) 法人の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (5) 法人の登記簿謄本または登記事項証明書（応募前3か月以内に発行されたもの）
- (6) 財務諸表類（直近3期分 令和5年度から令和7年度）
- (7) 残高証明書の写し（応募月の前月末時点のもの）
- (8) 令和8年度の法人の事業計画書及び収支予算書
- (9) 指導監査結果通知書及び指摘事項改善結果報告書（法人：直近分、施設：直近3回分）
- (10) 法人が運営する認可保育所等一覧表（様式第4号）
- (11) 運営する保育所等の概要（様式第5号）
- (12) 移管する保育園の事業計画書（様式第6号）
- (13) 移管する保育園の運営収支計画書（様式第7号）
- (14) 施設長予定者の履歴書（様式第8号）
- (15) 法人税、消費税及び地方税、市町村民税の未納がないことを証明する書類
- (16) 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第9号）
- (17) 個人情報等に関する規定が記載されている部分の書類

9 現地説明会

募集にあたり、現地説明会を以下のとおり開催します。

日 時：令和8年11月14日（土） 午後1時から（1時間程度）
場 所：つくし保育園（中能登町水白19部1番地1）
参加人数：1法人につき3名まで
申込締切：別紙「現地説明会参加申込書（様式第10号）」を令和8年11月6日（金）までに中能登町役場健康保険課にお持ちいただくか又はメール（kosodate@town.nakanoto.ishikawa.jp）で提出してください。
そ の 他：応募法人は、必ず現地説明会に参加してください。

10 応募に関する質問

応募に関する質問は、質問票（様式第11号）により、令和8年11月18日（水）までに中能登町役場健康保険課にお持ちいただくか又はメールでお問合せください。

回答については、現地説明会に出席された全ての法人にメールを送付いたします。

11 選定

（1）選定方法

選定は、応募資格を満たした応募法人を対象とし、中能登町立保育園民営化移管法人選定委員会において、別紙「中能登町立保育園民営化移管法人選定審査基準」に基づき、書類審査及びヒアリング審査を実施したうえで、移管法人を選定する。

応募法人へのヒアリング審査は、令和9年1月中に予定しており、時間等詳細は後日通知する。なお、ヒアリング審査の際には、プレゼンテーションを20分以内で実施すること。ヒアリング審査には、事業責任者及び施設長予定者を含め3名以内で出席すること。

（2）選定結果と公表

選定結果は、令和9年2月中に応募法人に通知する。なお、選定された法人については、法人名を公表する。

1 2 その他

(1) 移管予定年月日に園児の教育・保育を実施できない場合は、そのことにより生じる一切の責任や損害について、町は負担しない。

(2) 移管にあたっては、本要項に基づき誠実に履行すること。これに違反した場合には、移管事務を停止し移管を解除する場合がある。この場合において、町は損害賠償等の責任は一切負わない。

また、町に損害が生じた場合には、移管法人に対し損害賠償を請求する場合がある。

(3) その他必要な事項については、町と協議し、決定すること。

1 3 スケジュール

日 程	内 容
令和8年10月16日（金）～	応募書類の配布
令和8年11月 6日（金）	現地説明会参加申込書締切
令和8年11月14日（土）	現地説明会（つくし保育園）
令和8年11月18日（水）	質問締切
令和8年11月30日（月） ～令和8年12月18日（金）	応募受付期間
令和9年1月中	書類審査及びヒアリング審査
令和9年2月中	移管法人の決定

担 当：中能登町役場健康保険課 子育て支援係
T E L：0767-72-3134
メー ル：kosodate@town.nakanoto.ishikawa.jp